

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の 一部委託について（報告）

○一部委託について

地域包括支援センターの介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務のうち、ケアプラン作成に係る一連の業務を居宅介護支援事業所に委託することができます。

○新規受託申込書提出事業者について

要支援認定者及び総合事業対象者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託事業所として、下記事業所より、受託申込書の提出がありました。

	介護保険事業所番号	法人名	法人代表者	事業所名	事業所所在地	電話番号	管理者	介護支援専門員数	併設サービス	確認事項 1指定日 2介護予防支援業務に関する研修受講状況等 3適用期日
1	1171701889	共生の家株式会社	代表取締役 酒巻 恵美子	共生の家ケアプランセンター	鴻巣市大間3-1-36 グランシャリオ304	048-577-3663	加藤 伸枝	1	訪問看護	1. R5年9月1日 2. 受講済 3. R5年12月15日

(参考)

一部委託の制度概要

一部委託について

地域包括支援センターの介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務のうち、ケアプラン作成に係る一連の業務を居宅介護支援事業所に委託することができます。

1. 一部委託の根拠法令

P. 3～P. 5 参照

2. 委託可能な居宅介護支援事業所

本市では、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業所が介護予防支援業務の一部委託を受けることができます。

3. 委託料（北本市の基準金額）

（1件あたり）

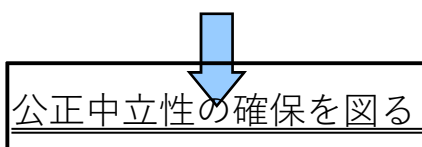
居宅介護支援事業所	4, 2 2 1 円
地域包括支援センター	3 4 2 円

4. 委託業務の内容

- (1)アセスメント
- (2)介護予防サービス計画原案の作成
- (3)サービス担当者会議の開催
- (4)介護予防サービス計画書の交付
- (5)サービスの提供
- (6)モニタリング
- (7)評価
- (8)給付管理（請求業務は介護予防支援事業所が行う）

5. 一部委託をする際の注意点

- ◆一部委託をする際には、特定の法人に偏ることなく事業所を選定



- ◆ 省令「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の第12条第4号を遵守する（させる）こと。



一部委託をしても、その責任主体は介護予防支援事業所にある

一部委託の根拠法令

介護保険法

（指定介護予防支援の事業の基準）

第百十五条の二十三

- 3 指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

（実施の委託）

第百十五条の四十七

- 4 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（第一号介護予防支援事業にあっては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。）については、当該介護予防・日常生活支援総合事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、当該介護予防・日常生活支援総合事業の実施を委託することができる。
- 5 前項の規定により第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

北本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日号外厚生労働省令第37号）

（指定介護予防支援の業務の委託）

○北本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例

第3条 法第59条第1項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のた

めの効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）で定める基準をもって、その基準とする。

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号ロ（２）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
 - 二 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
 - 三 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
 - 四 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第一条の二、この章及び第四章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。
- （指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 三 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

介護保険法施行規則

（指定介護予防支援の委託の届出）

第百四十条の三十五 法第百十五条の二十三第三項の規定により、指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

- 一 指定介護予防支援の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地
 - 二 委託しようとする指定介護予防支援の内容
 - 三 指定介護予防支援の一部を委託しようとする期間
- 2 指定介護予防支援事業者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

（法第百十五条の二十三第三項の厚生労働省令で定める者）

第百四十条の三十六 法第百十五条の二十三第三項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする。

(法第百十五条の四十五第一項第一号二に掲げる事業の委託の届出)

第百四十条の七十 法第百十五条の四十七第五項の規定により、同条第四項の規定により法第百十五条の四十五第一項第一号二に掲げる事業の実施の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、その事業の一部を、次条に規定する者に委託しようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について市町村長に届け出なければならない。

一 法第百十五条の四十五第一項第一号二に掲げる事業の一部を委託しようとする事業所の名称及び所在地

二 委託しようとする法第百十五条の四十五第一項第一号二に掲げる事業の内容

三 法第百十五条の四十五第一項第一号二に掲げる事業の一部を委託しようとする期間

2 受託者は前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 受託者は、法第百十五条の四十五第一項第一号二に掲げる事業の一部を委託する上で必要な情報を当該委託を受けた者に提供しなければならない。

(法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準)

第百四十条の六十九 法第百十五条の四十七第四項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第百四十条の六十二の三第二項各号に掲げる基準を遵守している者であること。

二 第一号介護予防支援事業を実施する場合にあっては、地域包括支援センターの設置者であること。

(法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める者)

第百四十条の七十一 法第百十五条の四十七第五項の厚生労働省令で定める者は、指定居宅介護支援事業者とする